# 貯蓄預金

（平成 24 年 06 月 15 日現在適用中）

| | |
|---|---|
| 1．商 品 名 | ・貯蓄預金 |
| 2．販売対象 | ・個人のお客様 |
| 3．期　　間 | ・期間の定めはありません。 |
| 4．預入方法<br>(1)預入方法<br>(2)預入金額<br>(3)預入単位 | <br>・随時預入<br>・１円以上<br>・１円単位 |
| 5．払戻方法 | ・随時払戻しできます。 |
| 6．利　　息<br>(1)適用金利<br><br><br><br><br><br><br>(2)利払頻度<br>(3)計算方法 | <br>・１０万円未満、１０万円以上３０万円未満、３０万円以上５０万円未満、５０万円以上１００万円未満、１００万円以上２００万円未満、２００万円以上３００万円未満、３００万円以上４００万円未満、４００万円以上５００万円未満、５００万円以上１，０００万円未満、１，０００万円以上の１０段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金利階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金利階層の利率を適用します。<br>・市場の金利水準により随時変更する変動金利です。<br>・毎年３月と９月の当組合所定の日に支払います。<br>・毎日の最終残高１，０００円以上について付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算により算出します。 |
| 7．税　　金 | ・個人のお客様…利息には２０％（国税 15%・地方税 5%）の税金がかかります。<br>※ただし、マル優を利用の場合は除きます。<br>※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの２５年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、２０．３１５％の源泉分離課税（国税１５．３１５％、地方税５％）となります。<br>・法人のお客様…総合課税（非課税法人の場合は非課税） |
| 8．手 数 料 | ― |
| 9．付加できる特約事項 | ・マル優（小額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | ― |
| 11. 金利情報の入手方法 | ・店頭備え付けの金利ボードをご覧いただくか、または窓口にお問い合わせください。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置<br>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 |

| | |
|---|---|
| | 【窓口：益田信用組合業務推進部】　0576－25－2009<br>受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）<br>受付時間：午前９時～午後５時<br>　なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。<br>　ホームページアドレス　http://www.masushin.jp<br>・紛争解決措置<br>　東京弁護士会 紛争解決センター(電話:０３－３５８１－００３１)、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８)、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。<br>　また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。<br>　なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。<br>　① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。<br>　② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。<br>　※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。<br>【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】<br>受付日　：月曜日～金曜日　(祝日および協会の休業日は除く)<br>受付時間：午前９時～午後５時<br>電　話　：０３－３５６７－２４５６<br>所在地　：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－５ |
| 13. その他参考となる事項 | ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取口座にご指定いただけません。<br>・「総合口座」の取扱いはできません。<br>・預金保険制度の対象預金であり、１金融機関につき預金者１人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本１，０００万円までとその利息等が保護されます。 |